

公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

令和 07 年 06 月 03 日

小牧市長 山下 史守朗

工事名		児童遊園改修等工事（その2）（完全週休2日制工事）（10116756）
路線等の名称		小牧原児童遊園
工事場所		小牧市大字小牧原新田地内
工期		令和 07 年 07 月 18 日 ～ 令和 08 年 01 月 30 日
工事概要		施設撤去工一式、敷地造成工一式、給水設備工一式、雨水排水設備工一式、汚水設備工一式、電気設備工一式、園路広場整備工一式、遊戯施設整備工一式、サービス施設整備工一式、管理施設整備工一式、建築施設組立設置工一式
予定価格		金24,140,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）
最低制限価格		有 最低制限価格の算出方法：土木工事
入札等の方法		あいち電子調達共同システム（CALS／EC）を使用すること。
入札参加資格要件	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、土木一式について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店
	総合評定値	土木一式工事 小牧市内本店 650点以上を有する者
	施工実績	過去10年間（資料を提出する前日まで）に、国又は地方公共団体が発注した土木一式工事で請負金額（税込）が1,000万円以上のものを元請として履行した実績があること。 なお、企業体の構成員としての契約実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとする。
	配置技術者	建設業法第26条に定める当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置すること。
	その他	（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 （2）小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 （3）指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 （4）民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。 （5）営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 （6）当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社石田技術コンサルタンツ

	(7) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札公告説明書による。
入札参加申込書等の提出	入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書（様式第1）を電子入札システムにて提出しなければならない。 期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。 【提出期間】 令和 07 年 06 月 04 日（水） 午前 09 時 00 分 から 令和 07 年 06 月 13 日（金） 午後 05 時 00 分 まで 【その他】 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
設計図書の配布	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。 【配布期間】 公告日から入札参加申込書提出期限まで
現場説明会	無
設計図書に対する質問等	設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 【質問期限】 令和 07 年 06 月 18 日（水） 午前 10 時 00 分 まで 【回答方法】 入札情報サービスにて閲覧に供する。
質問回答予定日	令和 07 年 06 月 25 日（水） 午前 11 時 00 分 から
入札書及び工事費内訳書の提出方法等	電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。（小牧市ホームページ掲載の様式を使用すること。） 【提出期間】 令和 07 年 07 月 04 日（金） 午前 09 時 00 分 から 令和 07 年 07 月 07 日（月） 午後 05 時 00 分 まで
開札日時	令和 07 年 07 月 08 日（火） 午前 09 時 33 分
開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 契約検査課
落札候補者の決定	落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
労働環境の確認	有 労働環境の確認に関する特記事項を確認すること。
入札及び契約手続等	地方自治法、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成20年3月28日19小総第1247号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、小牧市入札参加者心得書、小牧市契約約款及び小牧市事後審査

	型制限付一般競争入札公告説明書を確認すること。
問い合わせ先	小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市総務部契約検査課 電話 (0568) 76-1103 (直通)

労働環境の確認に関する特記事項

1. 請負者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、小牧市指定の調査票（労働環境チェックシート）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。ただし、後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び工事下請負関係書類（施工体制台帳）などを提出するものとする。
2. 小牧市は、調査票（労働環境チェックシート）の内容を、完了検査時または、必要に応じて、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
3. 作成要領等
 - (1) 対象となる契約
事後審査型制限付一般競争入札公告において、労働環境の確認が「有」のもの
 - (2) 提出先
小牧市総務部契約検査課
 - (3) 注意事項
 - ①「労働環境チェックシート」の提出は、契約締結後速やかに提出してください。
その際、下請負者が確定していない場合は、確定している下請負者の分を提出し、後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び工事下請負関係書類（施工体制台帳）などを提出してください。
 - ②工事下請負関係書類（施工体制台帳）などは発注課に提出する写しを提出してください。
 - ③「労働者の確保計画」の対象となる労働者の範囲は、本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者とします。
 - ④「労働者の確保計画」の最低労働賃金単価は、対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

【問い合わせ先】

小牧市総務部契約検査課 TEL：0568-76-1154

労働環境チェックシートについて

今回小牧市では、履行の品質を確保するとともに、公共サービスの実施に従事する者の労働環境について、調査するものです。下記労働環境チェックシートの提出にご協力ください。

労働環境チェックシート 「はい」、「いいえ」の該当する方を○で囲んでください。

1. 労働条件等		
Q1)	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい ・いいえ
Q2)	3 6 協定が労働基準監督署に届出されてますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	はい ・いいえ
Q3)	就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	はい ・いいえ
2. 安全衛生関係		
Q4)	毎年定期的に健康診断を実施していますか。また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	はい ・ いいえ
Q5)	事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい ・いいえ
3. 労働時間の管理		
Q6)	労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	はい ・いいえ
Q7)	休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	はい ・いいえ
4. 賃 金		
Q8)	賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい ・いいえ
Q9)	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい ・いいえ
Q10)	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい ・いいえ
Q11)	当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか	別紙に記入
5. 各種保険加入の手続き		
Q12)	社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が適正ですか。	はい ・いいえ
6. 法定帳簿等の整備状況		
Q13)	法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい ・いいえ
Q14)	労働条件通知書（雇用契約書）が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	はい ・いいえ

★下請負契約を結ぶ場合、下請負人に対する元請負人の義務等については、建設業法に定められているところです。特に、下請負契約及び下請負代金支払の適正化並びに下請労働賃金の確保などが求められています。

については、下請負に関し、下記の書類を添付してください。

○労働者の確保計画（別紙）

○施工体制台帳※発注課に提出する写し

工 事 名 _____

住所又は所在地

氏名 又は 商号

代 表 者 _____

担当者・連絡先 _____

労働者の確保計画

[illegible]

「対象とする労働者の範囲」

本契約における工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される 5 1 職種に該当する労働者とします。

※現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません。

※雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

[最低労働賃金単価について]

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

(基本給相当額)・(基準内手当)・(臨時の給与(賞与等))・(実物給与)の合計額

※基準内手当てとは、家族手当（扶養手当）・通勤手当・都市手当（地域手当）・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等

○提出時の注意事項

- ①労働環境チェックシートに添付し、本契約締結後速やかに提出してください。
- ②下請負者が全て確定していない場合は、確定している下請負者の分を提出してください。
- ③後日下請け契約をした業者については、その都度、労働者の確保計画及び施工体制台帳を提出してください。
- ④施工体制台帳は発注課に提出する写しを提出してください。

対象となる51職種

[illegible]

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。